

甲賀市新業態による事業定着支援事業補助金 募 集 要 領

【申請受付期間】

令和3年7月1日（木）～令和4年1月11日（火）＜当日消印有効＞
ただし、事業完了（実績報告の提出）は令和4年1月31日（月）までとします。

【申請書類の提出方法】

申請書の提出は「郵送のみ」です。

※持参での受付はしていませんので、ご注意ください。

《申請書類提出先》

〒528-0005 甲賀市水口町水口5577番地2

甲賀市商工会「甲賀市新業態による事業定着支援事業事務局」

※送信封筒の裏面には差出人の住所、屋号及び氏名を必ずご記載ください。

【注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での対面によるご相談やお問い合わせはご遠慮願います。
- 提出された申請書類は返却しませんので、写し等は各自で保存ください。
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請には十分にご注意いただくと共に、期限に余裕をもって提出してください。
- 別にQ&Aをご用意していますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

- 甲賀市商工会 本所

TEL：0748-62-1676 FAX：0748-63-1052

Eメール kokasci@shigasci.net

＜問い合わせ時間：8時30分から17時15分まで（土・日及び祝日は除く）＞

◆この補助金の交付に関する一連の事務は「甲賀市商工会」が甲賀市から受託しています◆

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内飲食事業者等が実施するテイクアウト、デリバリー及びキッチンカーによる販売促進に関するイベントを支援することにより、市内における飲食事業の継続、発展及び新業態による事業定着を促し、市民が多様な飲食事業に関わるサービスを楽しむよう補助金を交付することを目的としています。

2 補助金の対象となる事業

令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、飲食事業者の団体等で新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、実施するテイクアウト又はデリバリーに関するイベント事業

※市外でのイベントは対象となりません。

3 補助金の額

1 団体（構成員4者以上8者未満） 最大 50万円（補助率10/10）

1 団体（構成員8者以上） 最大100万円（補助率10/10）

※ただし、市内に本店を有する飲食事業者かつ市内店舗の割合が、4分の3以上で構成されていること。

※1団体につき、1回限り（構成員についても、1回限りとし、複数団体で構成員となることはできません。）

※交付決定後、概算払いが可能です。概算払いは交付決定額の7割までとします。

4 対象経費

会場設営費、広告宣伝経費、通信費、翻訳等経費、手数料、消耗品費、地代、保険代、会場保安費、新型コロナウイルス感染症予防対策に要する経費

※消費税・地方消費税は補助対象外です。

※商品の割引に対する費用や販売する材料費、景品となるものは対象外です。

5 補助対象者

本補助金の申請要件は、以下のいずれの要件も満たすことです。

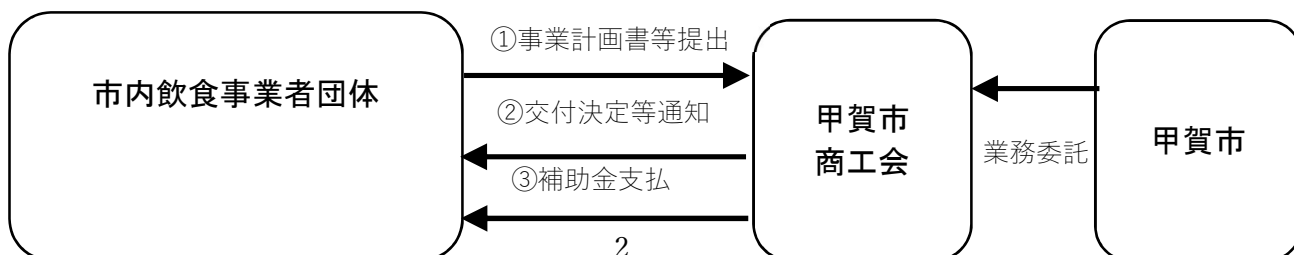
(1) 市内の飲食事業者4者以上で組織する団体（ただし、市内に本店を有する飲食事業者の割合が、4分の3以上で構成されていること。）

(2) 構成員において、市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。

※1 飲食事業とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類M（宿泊業、飲食サービス業）に該当する各事業となります。詳しくは、別表1をご覧ください。

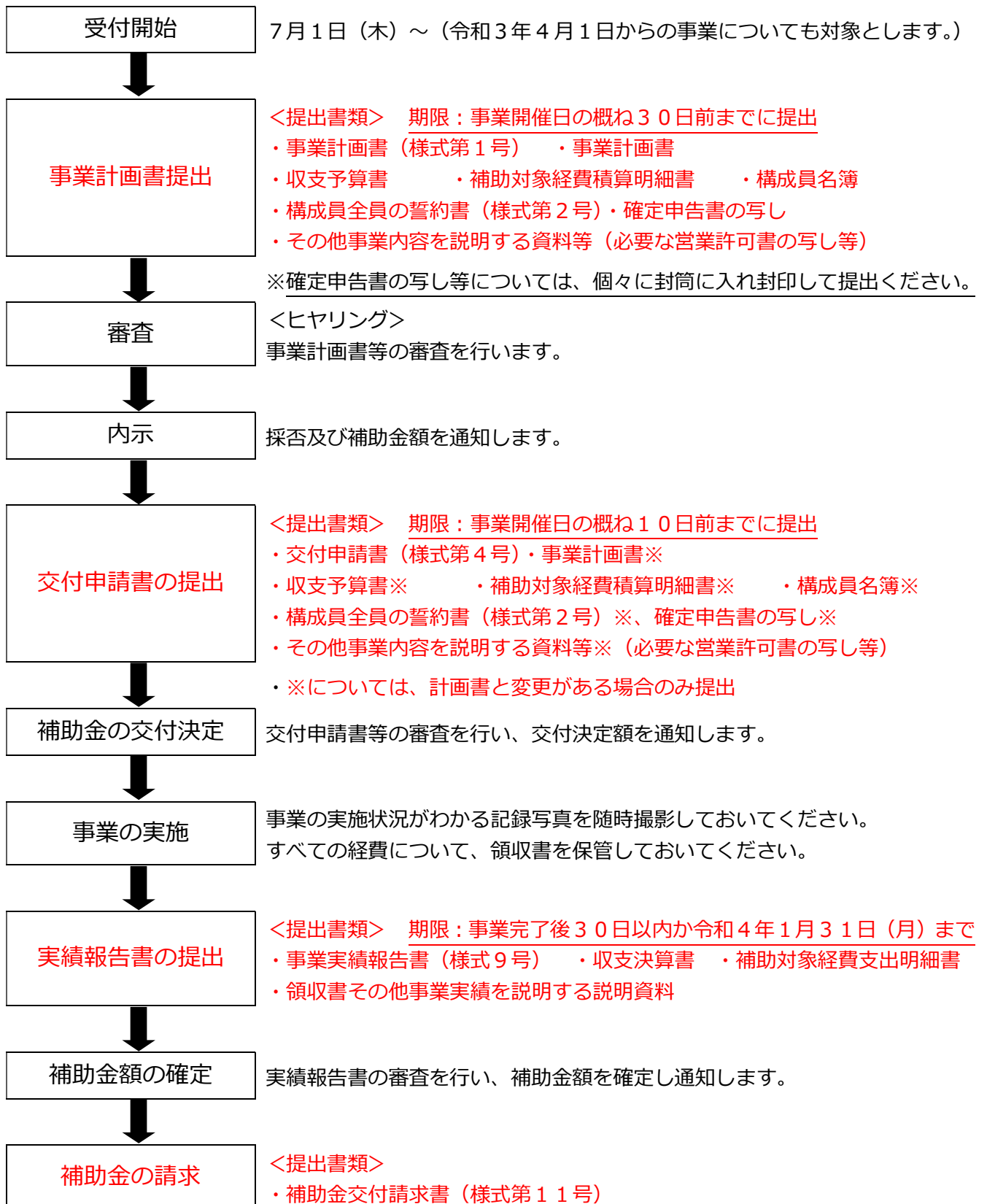
第2 申請手続き等

1 申請の流れ



2 申請の手続き

手続きの流れ ※赤字が申請者



※7月1日までに着手した事業については、この限りではありません。

3 その他

- (1) イベントの開催にあたっては、感染症対策について国や県、市が公表しているガイドライン等を遵守して実施してください。
- (2) 本補助金の申請・交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正、法令違反等が発覚した場合、本補助金の支給決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。
- (3) 補助金支払後に、市、商工会又は国の会計検査院が、個別に検査を実施する場合があります。税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。
なお、補助金の申請に係る証拠書類等は、申請者が、整理し、5年間保管しなければなりません。
- (4) その他、ご不明な点がある場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【申請書類提出先】

〒528-0005

甲賀市水口町水口5577番地2

甲賀市商工会「飲食事業者補助金」受付係あて

【お問い合わせ先】

- 甲賀市商工会 本所
甲賀市水口町水口 5577-2
TEL : 0748-62-1676 FAX : 0748-63-1052
メールアドレス(代表) : kokasci@shigasci.net
- 甲賀市商工会 土山支所
甲賀市土山町北土山 1737
TEL : 0748-66-0354 FAX : 0748-66-0994
- 甲賀市商工会 甲賀支所
甲賀市甲賀町相模 173-1
TEL : 0748-88-2370 FAX : 0748-88-5391
- 甲賀市商工会 甲南支所
甲賀市甲南町野田 810 別館 1階
TEL : 0748-86-2016 FAX : 0748-86-5818
- 甲賀市商工会 信楽支所
甲賀市信楽町長野 1203
TEL : 0748-82-0873 FAX : 0748-82-3117
- 甲賀市役所 商工労政課新産業振興係
甲賀市水口町水口 6063
TEL : 0748-69-2187 FAX : 0748-63-4087

問い合わせ時間：8時30分から17時15分（土・日及び祝日は除く。）

別表 1

日本標準産業分類における大分類M（宿泊業、飲食サービス）

中分類	小分類	細分類
75 宿泊業	〈対象外〉 750 管理、補助的経済活動を行う事業所（75 宿泊業）	〈対象外〉 7500 主として管理事務を行う本社等 7509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	751 旅館、ホテル	7511 旅館、ホテル
	752 簡易宿所	7521 簡易宿所
	753 下宿業	7531 下宿業
	〈対象外〉 759 その他の宿泊業	〈対象外〉 7591 会社・団体の宿泊所 7592 リゾートクラブ（会員制リゾートホテルなど） 7599 他に分類されない宿泊業
76 飲食店	〈対象外〉 760 管理、補助的経済活動を行う事業所（76 飲食店）	〈対象外〉 7600 主として管理事務を行う本社等 7609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	761 食堂、レストラン	7611 食堂、レストラン（専門料理店を除く）
	762 専門料理店	7621 日本料理店 7622 料亭 7623 中華料理店 7624 ラーメン店 2625 焼肉店 7629 その他の専門料理店
	763 そば・うどん店	7631 そば・うどん店
	764 すし店	7641 すし店
	765 酒場、ビヤホール	7651 酒場、ビヤホール
	766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ
	767 喫茶店	7671 喫茶店
	769 その他の飲食店	7691 ハンバーガー店 7692 お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店 7699 他に分類されない飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	〈対象外〉 770 管理、補助的経済活動を行う事業所（77 持ち帰り・配達飲食サービス業）
771 持ち帰り飲食サービス業		7711 持ち帰り飲食サービス業
772 配達飲食サービス業		7721 配達飲食サービス業

別表 2

提出書類について

ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑（チェック）をつけましょう。

	提出物	必要部数	備考
チ ェ ツ ク リ ス ト	<input type="checkbox"/> 新業態による事業定着支援事業補助金事業計画書（様式第1号）	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は小規模事業者です。 金額は訂正印不可です。 必ず連絡のとれる電話番号を記載してください。 代表となれるのは、市内店舗市内本店の事業者のみです。
	<input type="checkbox"/> ①事業計画書	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式を参考に事業計画書を添付してください。
	<input type="checkbox"/> ②収支予算書	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式を参考に収支予算書を添付してください。 収入と支出が一致するよう記入してください。
	<input type="checkbox"/> ③対象経費明細書（対象経費支出明細書）	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式を参考に明細書を添付してください。
	<input type="checkbox"/> ④構成員名簿	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式を参考に構成員名簿を添付ください。
	<input type="checkbox"/> ⑤構成員の4分の3以上が市内で本店を有する法人又は市内に住民登録のある個人事業主であることがわかる資料	写し1部	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（受付印のあるもの） 現在事項全部証明書（法人） 住民票の写し（個人事業主） 営業許可等 上記のうちどれかひとつを添付してください。 確定申告書の写し等については、個々に封筒に入れ封印して提出ください。
	<input type="checkbox"/> ⑥構成員全員の誓約書（様式第2号）	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 構成員全員の誓約書を添付してください。
	<input type="checkbox"/> ⑦その他補助対象事業の内容の説明に必要な資料	写し1部	<ul style="list-style-type: none"> 事業の概要がわかる資料等を添付してください。